

4. その他

(1) 効果的な知財教育・啓発活動（カリキュラム設定、学内セミナー等）

① 知財教育・啓発活動（新任の先生への配慮）事例

図 3-4-55 は、豊橋技術科学大学における、知財教育・啓発活動（新任の先生への配慮）事例である。

学内セミナーの実施は、学内全体（先生・学生）の知財意識を向上させる上で効果的であると同時に、特に新任の先生にとって意味の大きいケースが存在する。こうした機会は新任の先生にとって「先ず誰に相談に行けばいいのか」を理解するための良いチャンスになっており、相談相手として顔を覚えてもらうことが重要、との声が複数の大学から挙げられている。豊橋技術科学大学では、これらを考慮し、新任の先生に対し、個別に担当コーディネーターが面談を行っている。

図 3-4-55 参考となる具体事例（55）

事例	知財教育・啓発活動(新任の先生への配慮)事例
組織名	豊橋技術科学大学
ポイント	学内においても知財関連セミナーを実施している。学内セミナーは、学内全体の知財意識向上という意味も高いが、特に新任の先生にとって意味が大きく、個別に担当コーディネーターが面談を行っている点の特徴である。新任の先生にとって、先ずはどこに・誰に相談に行けばいいのか、ということを理解できるいいチャンスになっている(相談相手として顔を覚えてもらうことが重要)。
<p><イメージ></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid #004a7c; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">学内セミナーの実施効果</p> <div style="border: 1px solid #004a7c; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;"> <p>学内全体の知財意識向上に意味大</p> </div> <div style="border: 1px solid #004a7c; padding: 5px; margin: 5px; text-align: center;"> <p style="color: red;">特に新任の先生にとって意味大</p> </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携ニュースの発行 ・修論等の発表会に参加して、研究情報を深掘りする(事務局側が能動的に動く)こと等も重要 </div> </div>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋技術科学大学の先生の場合は、企業出身者が多く、もともとの意識は高いが、セミナー等の啓発活動の積み重ねにより、従来よりも格段に意識はあがっていると感じる。 ・また、産学連携推進本部のメンバーが、修論等の発表会に参加して、研究情報を深掘りすること等も実施している。 	
出所等	・イメージ図:ヒアリング結果等をもとに、MRI作成

② 知財テキスト・研究ノート作成等による知財啓発事例

図 3-4-56 は、山口大学における、知財テキスト・研究ノートの配布（知財啓発）事例である。

山口大学では、知的財産テキストを発行し、全研究室への配布を行っている。また、研究者ノート⁴⁵を作成し、知的財産意識の啓発等を実施している。研究者ノートについては、共同研究先の研究者にも配布されている。共同研究の際、発明者認定を容易にすることを目的に配布しているものであるが、結果的に知財への理解を深め、知財に対する意識を徐々に向上させていく上でも効果的な取り組みであると考えられる。

実際、こうしたツールをきっかけとして、研究者等とのコミュニケーションも徐々に深まっている様子であり、コミュニケーションツールとしての意味合いも高いと思われる。

図 3-4-56 参考となる具体事例（56）

事例	知財テキスト・研究ノート作成等による知財啓発事例
組織名	山口大学
ポイント	知的財産テキストを発行し、全研究室へ配布。また、研究者ノートを作成し、知的財産意識の啓発等を行っている。研究者ノートについては、共同研究先の研究者にも配布されている。共同研究の際、発明者認定を容易にすることを目的に配布しているものであるが、結果的に知財への理解を深め、知財に対する意識を徐々に向上させていく上でも効果的なものとなっている。研究者とのコミュニケーションツールとしての意味合いも持つ。
<p>(1) 知的財産テキストの発行と全研究室への配布による知的財産意識の啓発</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  (知的財産六法を網羅) </div> <div style="text-align: center;">  (特許・実用新案のみ学生向け) </div> <div style="text-align: center;">  (改訂版) </div> </div> <p>(2) 研究ノートの作成と研究者への普及</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">    </div> <p>(企業研究者向け)(大学教員向け)(学生院生向け)</p>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学や研究現場での支援体制の充実の一つとして、研究者ノートの作成と研究者への普及啓発を実施。 ・知財への理解を深め、知財に対する意識を徐々に向上させていく上で、効果的。 ・こうしたツールをきっかけとして、研究者等とのコミュニケーションも徐々に深めることができるといった効果もある。 	
出所等	・山口大学提供資料より

⁴⁵ 「リサーチラボノート」。以下、山口大学 HP より一部抜粋

“大学にとって重要な知的財産保護のために、研究・発明の内容、経緯の記録改ざん防止の工夫が施されています。例えば、「連続ページ番号が打ってある」「特殊な糸で綴じてあるので破ったり付加してもすぐに分かる」「確認者の署名・捺印欄がある」などです。”

③ 知財人材の育成事例

図 3-4-57 は、札幌医科大学における、知財人材の育成事例である。

大学の研究は、企業の研究とは異なる部分も多いと考えられる。じっくりとシーズを育て、社会貢献を目指すタイプの研究の場合は、外部から派遣された企業出身等の人材に知財活用を任せてしまうことは必ずしも適切ではない場合もあると考えられる。

特に、専門性の高い医学分野等においては、知財だけではなく、医学・研究面に見識の深い人材の存在が重要であると考えられ、中期的な視点で、知財人材の育成に目を向けることも必要となると思われる。

図 3-4-57 参考となる具体事例 (57)

事例	知財人材の育成事例
組織名	札幌医科大学
ポイント	専門性の高い医学分野においては、知財だけではなく、医学・研究面に見識の深い人材の存在も重要である。また、知財活動を適切にサポートする事務担当の存在も重要である。
<div style="text-align: center;"> <p>大学知的財産アドバイザー</p> <p>大学の研究分野に精通した知財人材の育成</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・教員とのディスカッション、知財活用の検討 ・知財審議会での審議前の対象案件の絞りこみ ・企業訪問、共同研究の相談 ・知財教育プログラムの作成、実施 	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学知的財産アドバイザー制度によって派遣された人材が、学内の研究者の医療研究分野に精通した知財人材育成のきっかけとなった。このように、その大学の状況に合った人材をじっくり育てることが必要である。 ・大学の研究は企業の研究とは異なる部分が多い。じっくりとシーズを育て、社会貢献を目指すタイプの研究である。外部から派遣された企業出身等の人材に知財活用を任せてしまうことは必ずしも適切ではない場合もあると考える。 	
出所等	・イメージ図：ヒアリング結果等をもとに、MRI作成

④ 一般向け知財啓発活動の実施事例

図 3-4-58 は、岐阜大学における一般向け知財啓発活動の実施事例である。

岐阜大学では、知的財産セミナー「プレ遊 GO」を月 1 回開催しており、一般向け啓発活動に力をいれている。大学側からこうした場の提供を積極的に整備し、大学と関係のある企業や銀行等とのコミュニケーションを深めている事例となっている。

図 3-4-58 参考となる具体事例 (58)

事例	一般向け知財啓発活動の実施事例
組織名	岐阜大学
ポイント	知的財産セミナー「プレ遊 GO」を月 1 回開催している。大学側からこうした場の提供を積極的に整備している。
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>HPより一部抜粋</p> <p>知的財産に関して最近話題になった判例について楽しく学ぶ中で、知的財産の法令、規則等を身近なものとするのが出来ます。</p> </div> </div>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般向け啓発活動 <p>知的財産セミナー「プレ遊 GO」を月 1 回開催している。</p> <p>内容は変遷している。最初(整備事業スタート時)は「特許とは何か」, ついで「ヒット商品が生まれる背景」, この2年間は判例に基づく知的財産の勉強。明細書不備で特許無効とされた判例をもとに、特許明細書にはどのように記載すべきか、記載を省略しすぎると無効になることについて検討している。</p> <p>受講者の内訳は、教員は少なく事務系や岐阜大学と関係のある企業・金融関係者が多い。著作権や商標も含まれているので特許は全体の3分の1弱程度の割合である。</p>	
出所等	・岐阜大学HP (http://www.yugo-gifu.jp/about/object/index.html)

(2) 知財に係る留意事例

① 外国企業との契約を交わす際の留意事例

図 3-4-59 は、外国企業との契約を交わす際の留意点の一例である。

非常に基礎的な事柄ではあるものの、外国企業と契約等を結ぶ際には、後にトラブルとならぬよう、十分な契約条項確認等を実施することが重要である。

ケースによっては、契約時点において大学側が関与しない場合（例：MTA⁴⁶など）も存在するようであり、契約内容の適切な確認や契約条項等に関する教育等も、今後重要な課題となってくると思われる。

図 3-4-59 参考となる具体事例（59）

事例	外国企業との契約を交わす際の留意事例
組織名	岐阜大学
ポイント	外国企業と契約等を結ぶ際には、後にトラブルとならないよう、十分な契約条項確認等を実施することが重要である。
<p><外国特許・外国企業との契約上の留意点(例)></p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p>1. 契約内容の適切な確認・契約条項等に対する教官への教育</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>2. 外国特許の失効条件等の十分な確認</p> </div> </div>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <p>・外国企業との契約</p> <p>外国企業と共同研究を始める際に交わす文書について、教員は内容を見ないでサインをすることがある。その中に知財に関するとんでもない条項が入っていることが後で発覚するが、サインをした後ではどうしようもないということがある。</p> <p>国内企業との共同研究では企業が大学を攻め立てることはないが、外国は非常にビジネスライクである。契約について本来は教育する必要がある。大手の大学は準備しているが地方の大学できちっとしているところは少ないのではないか。</p> <p>契約書であれば全て産官学融合本部で対応するが、国内機関とのMTAで金額が10万円以下の場合には産官学融合本部を通さなくてもアグリーメントができる。但し、独法化前の慣例が続いていてアグリーメントを取り交わさないまま、有体物のやり取りも残っている。MTAについてきちんと取り扱っているのは九州大学をはじめ半分程度ではないか。</p> <p>・外国特許の失効によるトラブル</p> <p>ある製薬企業との契約上のトラブルがあった。外国特許が失効していたのに共同研究先の企業に告げずに研究を続け、問題になったことがある。担当者が優先権の有効期間を間違えたのが原因。</p>	
出所等	・イメージ図：ヒアリング結果等をもとに、MRI作成

⁴⁶ MTA = Material Transfer Agreement の通称。研究成果有体物の提供・受け入れに係る契約。

(3) 他大学にとって参考となる取り組みや、現状抱えている課題、等

① 連携講座の設置によって共同研究の質を高めている事例

図 3-4-60 は、酪農学園大学における、連携講座の設置によって共同研究の質を高めている事例である。

企業との間で連携講座を設置し、複数年度にわたる繋がりを形成することで、結果的に、大学と企業とのコミュニケーションの活性化や、研究の質の向上、新たなシーズ発掘に貢献している。

図 3-4-60 参考となる具体事例 (60)

事例	連携講座の設置によって共同研究の質を高めている事例
組織名	酪農学園大学
ポイント	新たな知財活動シーズを生み出すために、企業との間で連携講座を設置し、多年度にわたる共同研究によって研究の質を高めている事例。
<p>The diagram illustrates a process flow. On the left, '一般向け講座の開催などでコミュニケーション活性化' (Activation of communication through general lectures, etc.) is shown with an icon of a lecturer and an audience. On the right, '企業との連携講座' (Collaborative lectures with companies) is shown with a handshake icon. Both lead to '共同研究の効率アップ' (Improvement of research efficiency), represented by a lightbulb and a cloud. A large downward arrow points from this stage to '良い知財活動シーズの養成' (Cultivation of good IP activity seasons).</p>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携講座の制度が2009年度から始まったことも、知財創出には寄与している。もともと1年単位の受託研究として受けていた研究が発展して連携講座になることで、研究費の額も大きくなり、多年度での研究が可能になった。 ・研究だけではなく、一般向けのセミナー等も行うことで、大学と企業とのコミュニケーションが活性化しているように思う。特許出願を検討する成果も生まれた。 ・共同研究を行う企業の研究者には、本大学の特任教授の肩書きを与えている。大学と共同研究を行い、大学の肩書きを持つことにより、業界全体としての研究会を主催するなど活動の幅も拡げることができ、企業の共同研究へのインセンティブを与える効果があるとも考えている。 	
出所等	・イメージ図:ヒアリング結果等をもとに、MRI作成

② 知財コスト低減 WG の設置事例

図 3-4-61 は、宇都宮大学における、知財コスト低減 WG の設置事例である。

宇都宮大学では、独自に「知財コスト低減 WG」を設置し、知財コストの上限（ガイドライン）を設定することで、目標を明確化している。

こうした制約条件を設けることにより、単なるコスト低減だけでなく、出願の質の向上や、審査請求判断・特許維持判断等、先生方への説明責任が生まれるプロセスに対して、説明が行いやすくなるといったメリットを創出している。

図 3-4-61 参考となる具体事例（61）

事例	知財コスト低減WGの設置事例
組織名	宇都宮大学
ポイント	独自に「知財コスト低減WG」を設置し、知財コストの上限（ガイドライン）を設定することで、目標を明確化している点が特徴的。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>知財コスト低減WGからの提案(2010.05.06)</p> <p>知財コスト：12,000千円を上限とするためのガイドライン(案)</p> <p>知財管理運用のガイドラインとして、以下の4点を提案します</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年間出願予定数を35件程度を上限とする 2. 特許維持期間を原則として6年間とする 3. 年金納付を3年分纏めて支払う 4. 外国出願は原則としてJSTの外国出願支援制度の適用を受けたものに限る(現行の継続) <p>なお、現在の管理運用規定では、 知財収入及びJST外国出願支援制度からの収入は知財経費に戻していない</p> </div>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財コストを一定額に抑える上で、ガイドラインを設定し、目標を明確化している。 ・こうすることによって、出願の質も向上する。 ・また、審査請求判断や、特許維持判断等、先生方に説明責任が生まれる点についても、説明が行いやすくなるといったメリットがある。外部組織に判断してもらうという方法もあるが、コスト的にもこうした方法は効果的であると考えている。 	
出所等	・宇都宮大学提供資料

③ コアとなる部分はノウハウとして保有している事例

図 3-4-62 は、室蘭工業大学および北見工業大学における、ノウハウ化事例である。

大学の知財活用の目的として、ライセンス収入以上に、社会貢献・地域貢献を掲げる大学は多い。当該例では、コアとなる部分は権利化を行わず、実用化上の周辺部分において企業が権利化を行っている。大学において創出された知財の、社会還元の一つの形態と考えられる。

図 3-4-62 参考となる具体事例 (62)

事例	コアとなる部分はノウハウとして保有している事例
組織名	室蘭工業大学 (北見工業大学)
ポイント	大学の知財活用の目的として、ライセンス収入ということ以上に社会貢献・地域貢献を掲げる大学も多い。コアとなる部分は権利化を行わず、社会還元を行っている点特徴的。
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">知財活用例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飛行場の雪を特定エリアに集め蓄積し、雪冷熱を利用した冷房として用いる。 2. インフルエンザや口腔病の影響もあり、鳥や豚などの家畜を飼う厩舎が密閉空間になってきており、その冷却が問題として上がってきている。それに対応した畜舎の冷房システムに雪冷熱を活用。 3. 人工降雪機により天然雪が降る前に人工雪を溜め、雪で覆った保存庫をつくる。雪の保存後は内部は0度で保たれるので氷点下にならない。活用方法は検討中。 </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">研究者</p> <p style="text-align: center;">権利化</p> <p style="text-align: center;">サポート企業</p> <p style="text-align: center;">サポート企業</p> <p style="text-align: center;">権利化</p> <p style="text-align: center;">体制</p> </div> </div>
	<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北見工業大学との連携知財本部の枠組みも活用して、北海道各地域に展開している。また北海道内に限らず全国展開されており、既に200箇所以上で導入されている。 ・そのノウハウはサポート企業が知財化しており、教員個人・大学としては特許を有していないが、大学で生まれた知的財産の社会還元の一つの形態である。
出所等	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージ図: ヒアリング結果等をもとに、MRI作成 ・室蘭工業大学地域共同研究センター>シーズ集>環境エネルギー>媚山政良教授 http://www.muroran-it.ac.jp/crd/seeds/2/kobiyama.pdf

④ 知財活用推進本部が独自ファンドを保有する事例

図 3-4-63 は、浜松医科大学における、知財活用推進本部が独自ファンドを保有する事例である。

知財関連部署が、有望な発明に対して独自にファンド(研究費)をつけることができる仕組みを整えている点が特徴的な事例となっている。当該事例では、実施例などが不十分な発明に対して研究費を補助し、研究成果の権利化の促進、知的財産権としての強化を図っている。

図 3-4-63 参考となる具体事例 (63)

事例	知財活用推進本部が独自ファンドを保有する事例
組織名	浜松医科大学
ポイント	知財活用推進本部が、有望な発明に対して独自にファンド(研究費)をつけることができる仕組みを整えている点が特徴的。 実施例などが不十分な発明に対して研究費を補助し、研究成果の権利化の促進、知的財産権としての強化を図っている。
組織	<p>【本部会議】 (決定機関) メンバー: 本部長 副本部長 理事(財務・病院)、理事(経営・産学連携)、副学長(研究・社会貢献)、事務局長、事務局長次長 その他本部長が指名した者 役割: (1)共同研究、受託研究、奨学寄付金等の受入決定 (2)知的財産の取り扱いに 関する事項の決定 (3)大学全体規模の 産学連携戦略の決定 (4)その他産学連携に 係る重要事項の決定</p> <p>【戦略展開室】 (戦略立案・実行機関) メンバー: 副本部長(兼任) 特任助教(コーディネータ) 知財活用コーディネータ その他副本部長が指名した者 役割: (1)大学全体規模の産学連携戦略の立案 (2)個別案件の産学連携戦略の立案、実行 (3)産学連携にかかるプロジェクトチームの企画、推進 (4)その他産学連携に係る事業の立案、実行</p> <p>【技術移転室】 (技術移転機関) メンバー: 副本部長(兼任) 特任助教(産学連携コーディネータ) 役割: (1)企業とのライセンス交渉 (2)他大学へのアプローチ、交渉 (3)外部資金導入へのアプローチ (4)学外への情報発信</p> <p>事務局 研究協力課</p> <p>大学知的財産アドバイザー プロモーションスタッフ、事務スタッフ</p> <p>【特徴】 ・知財活用推進本部は、役員会直属の組織で、本部長は学長が兼任。</p>
【ヒアリング結果メモ】	<p>・大学内の研究プロジェクトに対して研究費をつけるのと同様に、将来、有望な知的財産権となり得る発明に対して研究費をつける知財活用推進本部独自のファンドがある。</p> <p>・発明届出・発明相談のあった案件に関して、現在の研究成果のみでは特許出願・権利化は難しいが、実施例の追加などさらなる研究を行うことにより、将来有望な知的財産権となり得る発明や研究シーズに対して、研究者へのヒアリング、本部会議で審議を経て、知財活用推進本部から研究費をつけることができる。</p>
出所等	・画像:「浜松医科大学産学官連携のご案内」より

⑤ 教員による明細書（素案）作成を勧めている事例

図 3-4-64 は、三重大学における、教員による明細書（素案）作成を勧めている事例である。

三重大学では、教員に明細書（素案）を書くことを奨励することで、論文と特許の違いを、実際に体験してもらっている。教員自らが明細書（素案）を記述することで、特許の視点から自分の研究を見つめ直すことにつながっており、こうした取り組みによって、新たなテーマ創出への発展効果も期待される。

図 3-4-64 参考となる具体事例（64）

事例	教員による明細書(素案)作成を勧めている事例
組織名	三重大学
ポイント	教員が明細書(素案)を記述することで、特許の視点から自分の研究を見つめ直してもらうことに取り組んでいる事例。こうした取り組みにより、新たなテーマにつながるという効果も期待できる。
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;"> <p>● 教員だけの発明 ストライクゾーンを広く</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>教員による明細書作成を勧めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡ 頭と手を動かすことで、特許明細書を理解 ➡ 弁理士に任せっきり??? ➡ 発明を最も理解しているのは発明者 ➡ 研究室(研究テーマ)の数>…>知財スタッフの数 ➡ 知的創造人材、知財中核人材の不足(地域大学、地方) ➡ 知財の視点で研究を見る ➡ 予算対策 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>Mip特許塾</p> </div> </div> <div style="width: 35%;"> <p>Mip特許塾</p> <p>平成16年から取り組んでいる。当初の趣旨は学内教員・大学院生の知財意識の啓発。その後、県内の中小企業を中心に参加希望の企業が増え、現在は県や市などと連携して進めている。今年も全8回実施、弁理士、特許庁審査官などの外部講師による講義を行っている。</p> </div> </div>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <p>< 教員による明細書(素案)記述 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初から教員自ら明細書(素案)を書くことを奨励している。理由は、論文と特許の明細書の違いについて、頭と手を使って理解してもらうためである。発明の内容を最もよく理解しているのは発明者の教員である。企業では知財部が主となって明細書を記述しても、発明の内容・技術的範囲・事業分野が限られており十分にカバーできるが、総合大学では研究テーマの数や研究室が多数あり、限られた数のスタッフでカバーすることが難しいため、発明者自身に知財の意義を知ってもらい、知的財産統括室と連携を密に進めるのが効果的と考えている。また、経費削減の効果もある。 ・知的財産統括室で行った修正を教員にフィードバックしている。先行技術調査や特許請求の範囲の作成は知的財産統括室で行うが、教員の中には特許請求の範囲を書いてくる者もいる。 ・教員が素案を作成し、知的財産統括室で修正した明細書が共同研究につながったもの、大型の競争的資金の獲得に寄与したものがある。 	
出所等	・三重大学提供資料より

⑥ 自治体との連携事業展開（ニーズ発表）事例

図 3-4-65 は、日本医科大学における、自治体との連携事業展開事例である。

日本医科大学では、展示会等におけるシーズ発表だけでなく、自治体との連携によりニーズ発表の機会を設けている（医療現場でのニーズを企業に発表している）。これにより、企業との新たなつながりを形成し、共同研究や実用化研究へと発展させている。

当該例においては、医療現場のニーズを地元企業に発表することで、医療現場（大学側）と企業とのニーズ・シーズマッチングが行われている。医科系大学においては、病院と自治体の繋がりも強く、自治体が間に入ることで、地元企業への情報発信力向上や、手続き上の負担軽減等の効果も期待される。

図 3-4-65 参考となる具体事例（65）

事例	自治体との連携事業展開(ニーズ発表)事例
組織名	日本医科大学
ポイント	シーズ発表だけでなく、ニーズを発表することで、企業との新たなつながりを形成し、共同研究や実用化研究へ発展させている事例。自治体と連携する形でこうした取り組みを展開している。
<p>「テクトランスファーinかわさき 2009」への参加・出展事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p>リハビリテーション用小型機能的電気刺激装置</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>自治体との連携事業展開</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>工夫 川崎市、文京区、横浜市との連携事業を展開(医療現場でのニーズを発表)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効果 課題解決を図れる企業とのマッチング。共同研究・実用化研究へ発展</p> </div> </div> </div>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本医科大学では、川崎市や文京区、横浜市との連携事業を展開している。 ・これは医療現場でのニーズを企業に発表し、課題解決を図れる企業とのマッチングを目的としたものである。連携事業をきっかけとして、3件の共同研究が実施され、うち2件は実用化にむけての研究が進められている。 	
出所等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医科大学提供資料（リハビリテーション用小型機能的電気刺激装置） ・イメージ図：ヒアリング結果等をもとに、MRI作成

⑦ 学内・学外向けに特許相談会を行っている事例

図 3-4-66 は、鳥取大学における、特許相談会の実施事例である。

鳥取大学では、客員教授（弁理士）の指導により、知的財産の創出・権利化に対する定例特許相談会を月二回、鳥取地区にて開催している。研究者の知財に対する意識は徐々に向上し、特許相談や契約相談が増加するといった効果が実際に生まれている。

図 3-4-66 参考となる具体事例（66）

事例	学内・学外向けに特許相談会を行っている事例																												
組織名	鳥取大学																												
ポイント	客員教授（弁理士）の指導により、知的財産の創出・権利化に対する定例特許相談会を月二回鳥取地区にて開催している。																												
<p>特許・契約相談回数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>特許相談回数</th> <th>契約相談回数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16年度</td> <td>54</td> <td>16</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>H17年度</td> <td>76</td> <td>42</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>H18年度</td> <td>124</td> <td>35</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>149</td> <td>63</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>146</td> <td>119</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>189</td> <td>103</td> <td>292</td> </tr> </tbody> </table>		年度	特許相談回数	契約相談回数	合計	H16年度	54	16	70	H17年度	76	42	118	H18年度	124	35	159	H19年度	149	63	212	H20年度	146	119	265	H21年度	189	103	292
年度	特許相談回数	契約相談回数	合計																										
H16年度	54	16	70																										
H17年度	76	42	118																										
H18年度	124	35	159																										
H19年度	149	63	212																										
H20年度	146	119	265																										
H21年度	189	103	292																										
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月は内一回を医学部がある米子地区にて実施している。 ・不定期の特許相談については、専任教員と知財専門AD2者、あるいは専任教員と知財専門ADと弁理士の3者により随時対応している。 ・研究者の知財に対する意識が向上し、特許相談や契約相談が増加傾向にある。特に契約相談は、この2,3年急激に増加傾向にある。この理由として、蓄積した特許をはじめとする知的財産の活用を積極的に図る施策を展開するとともに、研究者から各種契約に絡む相談およびその相手先である企業等との交渉件数が急増したためと考えられる。 																													
出所等	・鳥取大学 産学・地域連携推進機構発行 知財部門ニュース 38号より																												

⑧ 産学連携体制の整備事例（知財マネージャの配置）

図 3-4-67 は、東京医科歯科大学における、産学連携体制の整備（知財マネージャの配置）事例である。

東京医科歯科大学では、知財マネージャが、企業の特許担当者と同様の役割を担い、大学の研究成果をできるだけ世の中に役立てるためのサポート役として活動している。知財マネージャの役割は、発明の相談を受ける、先生とのディスカッションを行う、プレマーケティングを行う、評価・出願・技術移転のための資料づくりを行う、企業との仲介役を担う等々となっている。

図 3-4-67 参考となる具体事例（67）

事例	産学連携体制の整備事例
組織名	東京医科歯科大学
ポイント	知財マネージャの役割は、発明の相談を受ける、先生とディスカッション、プレマーケティング、評価、出願、技術移転のための資料づくり、企業との仲介役等。2名いて、両名とも企業出身。退職後知財マネージャに就任。
<p><体制上のポイント></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的な方針は、「大学の研究成果をできるだけ世の中に役立てるためのサポート役」として活動 2. 知財マネージャが、企業の特許担当者と同様な役割を実施 3. 出願判断においては、特許がとれる可能性、期待市場性を最も意識 	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財マネージャは企業の特許担当者と同じようなことをしている。知財センターの管理職的な仕事をしている人材で、規則の中で知財センターの位置づけがあり、その役割を主に担っているのが知財マネージャである。 ・知財マネージャの役割は、発明の相談を受ける、先生とディスカッション、プレマーケティング、評価、出願、技術移転のための資料づくり、企業との仲介役等。2名いて、両名とも企業出身。退職後知財マネージャに就任している。 ・知財担当トップは、理事、副学長クラスがついているが、実務トップはマネージャである。 ・マネージャ以下スタッフは、10名である。プロジェクトごとに動いているので、それぞれの専門性が重要視される。 ・知財をずっとやってきたスタッフは3名のみである。1人はINPITからの派遣。 ・実務は国内外弁理士に頼んでいる。 ・なお体制については来年度見直しの予定がある。 	
出所等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京医科歯科大学知的財産本部HP http://www.tmd.ac.jp/tlo/i_organization.html

⑨ 民間企業との共同研究テーマを公的資金も獲得しながらベンチャー企業として事業化した事例

図 3-4-68 は、長崎総合科学大学における、ベンチャー企業としての事業化事例である。当該事例では、民間企業出身の研究者が、民間企業との共同研究テーマを公的資金も獲得しながらベンチャー企業として事業化した事例となっている。

図 3-4-68 参考となる具体事例 (68)

事例	民間企業との共同研究テーマを公的資金も獲得しながらベンチャー企業として事業化した事例
組織名	長崎総合科学大学
ポイント	民間企業出身の研究者が企業在籍時代から開発していたシーズを活用し、大学発ベンチャーとして事業化。
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹となる技術は在籍していた企業との共同研究で共同出願。国際出願も実施。 ・農水省から補助金を獲得、ベンチャー企業を設立し、事業化に結びつけた。 	
	
<p>バイオマス開発実験 (農林水産省委託研究)</p>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気をあててガス化し、クリーンな燃料を抽出できるようにした技術。 ・プラントが小規模なため過疎地や離島でも設置することが可能である。 ・農研機構から年間数千万円規模の補助金を獲得している。 ・バイオマスエナジー株式会社(BME)というベンチャー企業を立ち上げ、実用化。当初は個人で出資していたが、現在ではファンドの出資が大部分を占める。 	
出所等	・ヒアリング結果等をもとに、MRI作成

⑩ 特許の保有をきっかけとして共同研究・知財創出につながった事例

図 3-4-69 は、島根大学における、特許の保有をきっかけとして共同研究・知財創出につながった事例である。

当該事例では、企業が論文や特許などの大学の研究成果を見て、大学へ技術相談をしたことが契機となって共同研究に至り、新たな知財の創出につながっている。また、その成果が事業化され、展開が大きく広がっている点が特徴的な事例となっている。

図 3-4-69 参考となる具体事例 (69)

事例	特許の保有をきっかけとして、共同研究・知財創出につながった事例
組織名	島根大学
ポイント	企業が論文や特許などの大学の研究成果を見たことが契機となって共同研究に至り、新たな知財の創出につながった。また、その成果が事業化され、展開が大きく広がっていった。
<p>図1 廃木材を原料とした調湿用木炭の製造 プロセス</p>	
<p>【ヒアリング結果メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の解体や土木工事などから発生する廃木材の処理と活用について研究開発を実施していた島根県内の土木建設業事業者(出雲土建株式会社)が、島根大学 北村寿宏教授の木炭の製造方法とその活用に関する研究成果(特許や論文)に行き当たり、大学に技術相談をしたことが契機となって共同研究に至った事例である。大学発特許は直接事業化されてはいないものの、共同研究の成果が事業化し、また、大学との共同研究がその後10年継続した事例である。 ・2001年から実施された共同研究により調湿を実現する木炭の製造技術を確立し、2004年から調湿用木炭の販売を開始するとともに、共同研究を継続し床下に調湿用木炭を敷設した場合の効果を調査し、その効果を明確にした。さらに、2003年からは前述の調査の際にモニターから指摘された、アトピー性皮膚炎や喘息の改善効果について、島根大学医学部の研究者(皮膚科学講座、小児科学講座)を交えて研究を実施するとともに、室内で調湿用木炭を利用した際の効果を島根大学工学部の研究者(木質系住宅建築の研究者、室内住環境の研究者)を交えて研究し、商品の用途の拡大や付加価値の向上を図った。この結果を基に、調湿用木炭を利用した賃貸用マンション「炭の家」の開発に成功した。現在も、住宅での木炭の活用や他の用途開発に関する共同研究が継続している。 ・調湿用木炭の売上げは年間約1億円を超え、賃貸用マンションの受注は3年で約30億円となった。 	
出所等	・島根大学産学連携センター 地域産業共同研究部門『島根大学と島根県内企業の産学官連携による研究・開発から事業化までの事例調査報告書』(2007年)